

令和8年度に交流・活動する
団体・サークルの施設利用
申込を受け付けます。



公民館・学校体育施設等の利用と 社会教育関係団体登録のご案内

公民館や学校体育施設などで、定期的に交流・活動する団体・サークルの令和8年度施設利用申込を受け付けます。

なお、社会教育関係団体の登録を受けた団体は、公民館や学校体育施設および中央公園などの利用料金の減免が受けられます。社会教育関係団体の登録有効期間は2年間のため、令和7年度に登録した場合は令和8年度末まで有効となります。また、年度途中に社会教育関係団体に登録した場合でも令和8年度末までとなります。

社会教育関係団体への登録の主な要件

- 会員が自主的、主体的に運営している団体であること。
(会の運営が講師に依存した教室的なものは登録できません)【注】
- 活動内容が営利目的や政治的・宗教的な活動でないこと。
- 団体の組織および活動のために規約や会則を有していること。
- 構成員が5名以上で7割以上の方が町内在住、在学または在勤であること。

※この他にも要件がありますので、
詳細については、湯沢町公民館
までお問い合わせください。

【注】会の運営が講師に依存した教室とは? (社会教育関係団体と私塾・文化教室との違い)

社会教育関係団体	私塾・文化教室
講師は会員の総意で決めます。	講師中心で縦の人間関係となります。
経理は会員の互選による係りの者が行い、会費の経理内容は監査を受けて会員全員に公開します。	個人が直接、経営者もしくは講師に月謝として支払います。 経理内容は通常公開しません。
会員の総意で民主的に運営します。	私塾・文化教室の経営者若しくは講師自らが運営します。
公民館を中心に自主的に活動します。	公民館の使用は有料となり制限が加わります。

(1) 令和7・8年度 社会教育関係団体に『登録済』で申請をする場合に必要な書類

- ◆施設定期使用申請書 ※湯沢町公民館で様式を配布しています。(添付書類は任意の様式でも可)
- ◆会員名簿 ※社会教育関係団体の登録内容に変更が生じた場合は、変更届が必要になります。

(2) 令和7・8年度 社会教育関係団体に『未登録』で申請をする場合に必要な書類

①社会教育関係団体に登録せず、施設使用申請する場合

(一般受付となり、3月2日(月)から受け付けます。)

<添付書類>

- 規約または会則 ◦会員名簿
- 活動計画書および活動報告書
- 会計内容が明らかになるもの(決算書・予算書など)
※湯沢町公民館で様式を配布しています。
(添付書類は任意の様式でも可)

②社会教育関係団体に登録するとともに施設使用申請する場合

◆社会教育関係団体登録申請書

◆施設定期使用申請書

申請の流れ

- ①公民館窓口へ「施設定期使用申請書」および必要な添付書類を提出してください。▷提出締切 2月12日(木)

※社会教育関係団体未登録の場合は、上記(2)をご確認ください。

- ②申請者へは定期使用許可決定通知書を送付します。使用希望日が重複する場合は当事者間で調整してください。(該当する団体へはその旨をお知らせいたします。)

- ③社会教育関係団体以外の団体は、施設定期使用申請が一般受付となります。

令和8年度の湯沢町公民館の一般受付(社会教育関係団体以外の定期使用・日毎使用など)は、3月2日(月)から先着順に受け付けます。(ただし、町の事業や社会教育関係団体を優先します。)

問 湯沢町公民館 ☎ 025-784-2460

※旧小学校体育施設の受付は湯沢カルチャーセンター
(☎ 025-784-1511) へお問合せください。